

## ○国土交通省令第八十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(路外駐車場車椅子使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設(車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する普通自動車(以下「普通自動車」という。)以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 一 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設(普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。)の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- 二 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数

2 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三 (略)

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ・ニ (略)

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(新設)

(新設)

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 (略)

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

イ (略)

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ・ニ (略)

改正後

第 1 号様式 (第 7 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

特定路外駐車場設置 (変更) 届出書				
年 月 日				
殿 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
	b 車路等の面積	平方メートル		
路外駐車場車椅子使用者駐車施設 台				
路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値				
4 必要 な 構 造 及 び 設 備	イ 特殊の装置の有無			
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 112 号) 第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
			b 特殊の装置の名称等	
5 従業員概数				
6 供用開始 (予定) 日				

備考

一 (略)

二 3の口のa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三~七 (略)

改正前

第 1 号様式 (第 7 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

特定路外駐車場設置 (変更) 届出書				
年 月 日				
殿 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
	b 車路等の面積	平方メートル		
路外駐車場車椅子使用者駐車施設 台				
路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値				
4 必要 な 構 造 及 び 設 備	イ 特殊の装置の有無			
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 112 号) 第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
			b 特殊の装置の名称等	
5 従業員概数				
6 供用開始 (予定) 日				

備考

一 (略)

(新設)

二~六 (略)

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本産業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台			
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	

備考

- 一 (略)
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

附 則

（施行期日）

- 一 この命令が、令和七年六月一日から施行する。

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本産業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等	

備考

- 一 (略)  
(新設)
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第二条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に着手する工事（用途の変更をして特定路外駐車場にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該工事をした特定路外駐車場の維持について適用し、この省令の施行の前に着手した工事及び当該工事をした特定路外駐車場の維持については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。